

空き家等対策に関する協定の締結について

一宮市は、空き家等の適正管理及び利活用などの対策を総合的に実施するため、「一宮市における空き家等対策に関する協定」を愛知県弁護士会と協定を締結いたします。

1 協定の概要

(1) 名称

「一宮市における空き家等対策に関する協定」

(2) 目的

一宮市と愛知県弁護士会が相互に連携・協力し、空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通及び活用等の空き家等に関する対策を推進すること。

(3) 協定内容

- ・ 空き家等の適切な管理に関すること
- ・ 空き家等の利活用の促進に関すること
- ・ 所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること
- ・ 前各号のほかその他必要な事項に関すること

2 協定締結日等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 日時 | 平成30年8月7日(火) 午前10時00分～10時30分 |
| (2) 場所 | 本庁舎 6階 特別会議室 |
| (3) 出席者(予定) | 愛知県弁護士会 副会長 西山 一博
一宮市長 中野 正康
一宮副市長 福井 斉 |

3 その他

空き家に関する法律についての相談等、今後行う事業については、引き続き協議しながら市公式ウェブサイト等にて周知を行ってまいります。

4 問い合わせ先

一宮市まちづくり部住宅政策課 担当：村松、柳生、藤田
電話：0586-85-7010(直通) FAX：0586-73-7809
Mail：jusei@city.ichinomiya.lg.jp